

ふれあいニュースレター

【政府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ】

今週の **ほっと・ニュース**

『明るい未来に向け、
 県民の皆さんに
 桜満開の笑顔が咲くよう
 精一杯職務に励みます』



富岡町 夜ノ森公園の桜

～ 4月5日 除染対策課 原口達樹さん(東京都派遣職員) 復興支援のため全国の自治体から派遣された職員の「合同着任式」にて～



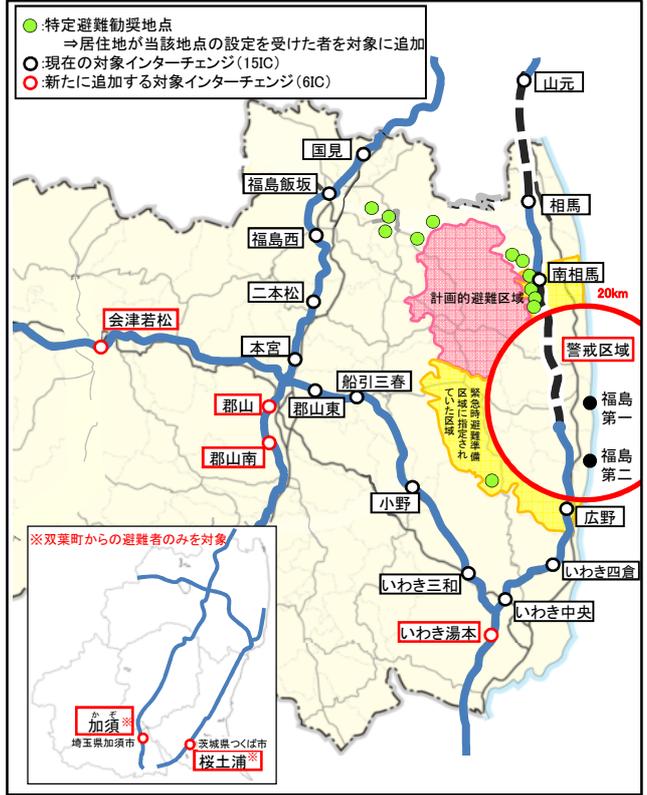
東北地方の高速道路の無料開放、 原子力発電所事故による避難者への 支援を見直しました(4月28日開始)

国土交通省は4月20日、本年4月から実施している原子力発電所事故による避難者の支援について、対象者及び対象インターチェンジの見直しを発表しました。

この支援の実施期間は、4月28日(土)0時から9月30日(日)24時までです。

- 1 対象者の見直し**
 居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象に追加します。
 ※出口料金所では次の書面(原本)の提示が必要となりますのでご注意ください。
 ・特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
 ・本人確認ができる書面(運転免許証、パスポート、健康保険証 など)
- 2 対象インターチェンジの見直し**
 仮移転している町村役場の最寄りのインターチェンジを対象に追加します。
 東北自動車道: 郡山、郡山南、加須
 常磐自動車道: いわき湯本、桜土浦
 磐越自動車道: 会津若松
 ※加須及び桜土浦インターチェンジについては、双葉町からの避難者に限り対象となります。

追加対象者及び対象インターチェンジ



詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000258.html



東京電力(株) 避難指示区域の見直しに伴う賠償の検討状況について公表 (4月25日)

東京電力は、本年3月16日に原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針第二次追補等を踏まえ、個人の住宅(土地・建物)・家財に関する賠償等についての検討状況を4月25日に公表しました。

これは、政府との調整も踏まえたものです。基本的には、土地・建物(外構を含む)については、帰還困難区域は全損とし、居住制限区域・避難指示解除準備区域についても、解除までに要する期間が同程度の場合には、実質的な格差が生じない仕組みとすることとしております。また、居住制限区域・避難指示解除準備区域の建物の修復等費用については、5月中の受付開始を目指すこととしております。

今後、東京電力は、政府及び関係自治体と丁寧に調整を行った上で、具体的な賠償基準を策定することとしております。避難指示区域の見直しが進められ、地域の復興と被害を受けた方々の生活再建に向けた取組が本格化していることから、同社は復興に向けた取組全体の中で賠償の面から責務を果たすとしていきます。

詳しくは、東京電力(株)ホームページをご覧ください。
http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1202642_1834.html

① 不動産(住宅)に関する賠償

基本的考え方

避難指示区域の見直し後の区域の特性や避難指示解除までに要する期間等を踏まえた賠償を行う。

帰還困難区域

土地・建物(外構を含む)とも全損扱いとし、事故発生前の価値を全額賠償。

居住制限区域・避難指示解除準備区域

避難指示解除までに要する期間等を踏まえた基準を設定して賠償。

- 土地 事故発生前の価値をもとに、一定の割合を賠償。
- 建物 ① 事故発生前の価値をもとに、避難指示解除までの期間に応じた割合を賠償。
 ② 帰還にあたり、建物の修復が必要なことから、建物規模に応じて算定した修復等費用を先行支払い。

② 家財に対する賠償

原則、家族構成に応じた定額を賠償。損害が定額を上回る場合、個別に積み上げた損害額を請求する方式も用意。

③ その他の損害項目に対する賠償

- ・旧緊急時避難準備区域の賠償のあり方についても、早急に検討を進める。
- ・中間指針第二次追補で示されたその他の項目(避難費用、精神的損害、営業損害および就労不能等に伴う損害等)についても、具体的な賠償基準の策定に向け、引き続き検討を進める。



原子力損害賠償紛争解決センターが総括基準(第3弾)を策定(4月20日)

原子力損害賠償紛争解決センターでは、和解の仲介を進めていく上で、多くの申立てに共通する問題点に関して、一定の基準を示す「総括基準」を順次策定しています。今回、決定された総括基準の内容は以下の通りです。

① 「営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法」

本件事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在し、仲介委員がいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は合理的なものと推定される。

- 例)・平成22年度(又は平成21年度、同20年度)の同期の額
 ・平成22年度(又は平成21年度、同20年度)の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
 ・上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値 等

詳しくは、文部科学省のホームページをご覧ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm

② 「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除」

- ・政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しない。
- ・避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、原則として、1人月額30万円を超える部分に限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除する。

本件に関するお問い合わせ先は、
原子力損害賠償紛争解決センター



電話番号 0120-377-155

受付時間 平日10時から17時 (ただし、年末年始を除く)

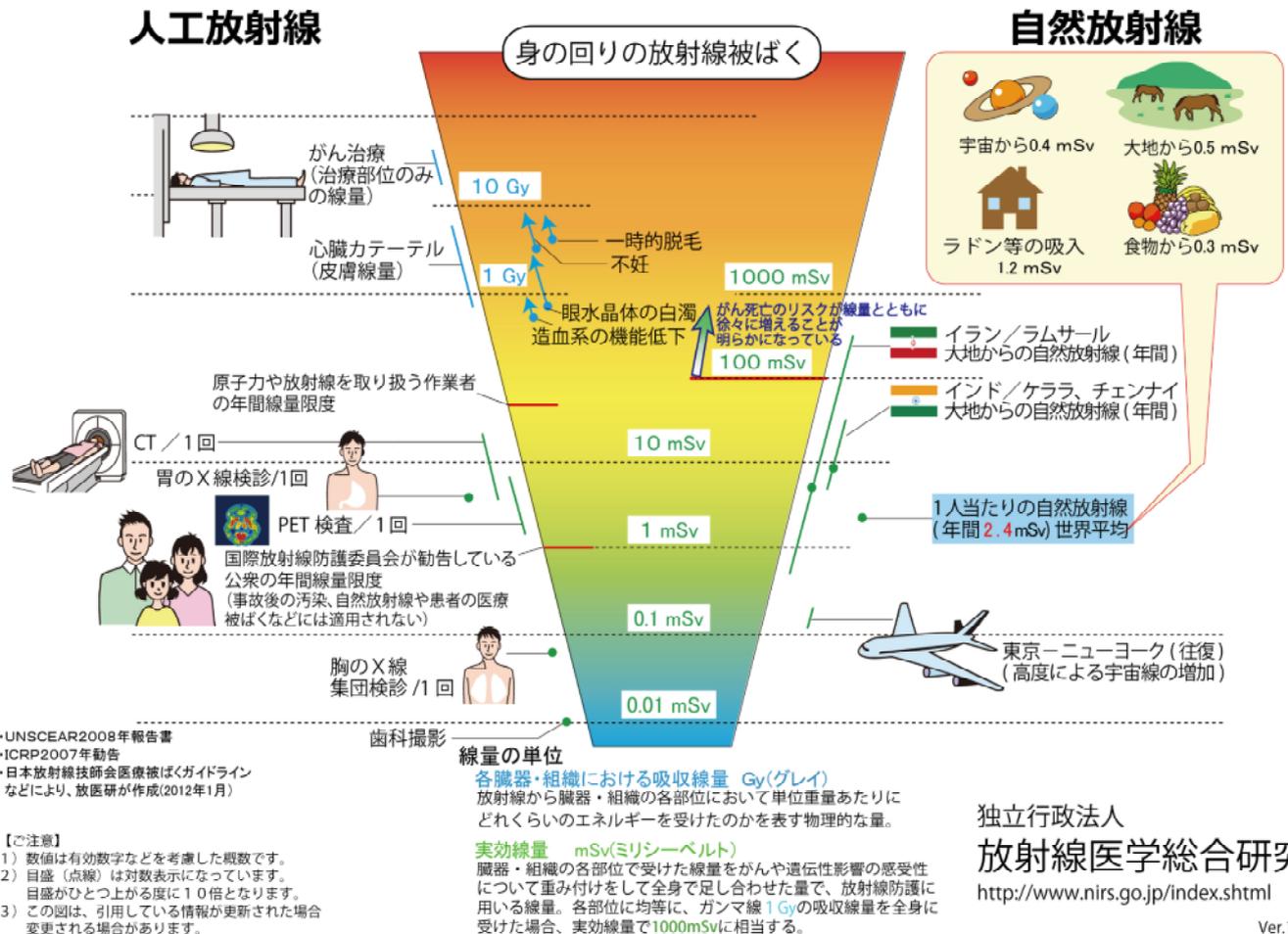


「放射線被ばくの早見図」を更新しました(4月5日)

独立行政法人放射線医学総合研究所は4月5日、出典元データの更新等に伴い「放射線被ばくの早見図」を更新しました。

放射線被ばくの早見図では、がん治療やX線検診といった「人工放射線」による被ばくや、宇宙、大地、食物などから受ける「自然放射線」の被ばく(世界平均で1人当たり年間2.4ミリシーベルト など)について、分かりやすいイラストで掲載しています。

放射線被ばくの早見図



・UNSCEAR2008年報告書
・ICRP2007年勧告
・日本放射線技術会医療被ばくガイドライン
などにより、放医研が作成(2012年1月)

- 【ご注意】
- 1) 数値は有効数字などを考慮した概数です。
 - 2) 目盛(点線)は対数表示になっています。
 - 3) 目盛がひとつ上かる度に10倍となります。
- 3) この図は、引用している情報が更新された場合変更される場合があります。

「放射線被ばく早見図」は、放射線医学総合研究所のホームページをご覧ください。

<http://www.nirs.go.jp/data/pdf/hayamizu/j/j120405-hi.pdf>

また、放射線医学総合研究所では、放射線被ばくに関する電話による相談窓口を開設するとともに、寄せられた相談内容について、「放射線被ばくに関するQ & A」としてまとめてホームページに掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

放射線被ばくの健康相談窓口



電話番号 043-290-4003

受付時間 午前9時から午後5時(平日)

放射線医学総合研究所ホームページ「放射線被ばくに関するQ & A」

<http://www.nirs.go.jp/information/info.php?i20>



(Q & A) 放射線に関する 各種「数値」について

報道や各種資料(パンフレット)などでは、放射線に関するさまざまな数値が掲載されています。今回、その主な数値について、Q&A(質問・回答)形式で、あらためてご紹介します。

Q 「100ミリシーベルト」という数値をよく聞きますが、健康への影響はどの位あるのでしょうか？

A 広島・長崎の原爆被爆者に関する半世紀以上にわたる調査結果によれば、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えるあたりから発がんリスクが線量とともに増加するといわれています。

2009年のデータでは、日本人の約30%が、がんで死亡していますが、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが0.5%増加すると試算されています。他方、我が国でのがん死亡率は都道府県の間でも10%以上の差異があります。

なお、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいため、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。

Q 避難指示区域の見直しの基準に、「年間20ミリシーベルト」とありますが、健康への影響は大丈夫なのでしょうか？

A 原子力発電所の事故による被ばくリスクを、自発的に選択できる他のリスク要因と単純に比較することは必ずしも適切ではありませんが、リスクの程度を理解する上での参考のために比較すると、年間20ミリシーベルトの健康リスクは、他の発がん要因(喫煙、肥満、野菜不足など)によるリスクと比べて十分低い水準です。

(発がんリスクの要因等)

喫煙	1,000~2,000ミリシーベルト相当
受動喫煙	100~200ミリシーベルト相当
肥満	200~500ミリシーベルト相当
野菜不足	100~200ミリシーベルト相当
東京~ニューヨーク (航空機1往復)	0.2ミリシーベルト程度

(詳しくは「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書に基づいた健康への影響とこれからの取組み」(内閣官房副長官補室)をご参照下さい。)

<http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/twg/120228.pdf>

Q 「放射線被ばくの早見図」では、住民被ばくの世界の平均が年間2.4ミリシーベルトとなっており、イランやインドでは世界平均を大幅に超える地域で生活していますが、大丈夫なのでしょうか？

A 高度(宇宙線)や大地(鉱物)などの影響で、地域によって差はありますが、人は必ず自然放射線を浴びています。

世界の中には、「放射線被ばくの早見図」にあるとおり、年間の被ばく線量が世界平均を大幅に超える地域もありますが、当該地域での調査の結果、発がんリスクの増加は認められていません。

Q 食品について、4月1日から新基準の適用が開始されたそうですが、本当に安全なのでしょうか？

A 新基準では、放射性物質を含む「食品からの被ばく線量の上限」を、これまでの年間5ミリシーベルトから「年間1ミリシーベルト」に引き下げ、これをもとに食品中の放射性セシウムの基準値を設定しました。

なお、新基準値は、乳幼児をはじめ、全ての世代に配慮した基準となっています。

(放射性セシウムの新基準) 単位:ベクレル/kg

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定
<シーベルト:放射線による人体への影響の大きさを表す単位>

<ベクレル:放射性物質が放射線を出す能力の強さを示す単位>

(詳しくは「食品中の放射性物質の新たな基準値」(厚生労働省)をご参照下さい。)

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/leaflet_120329.pdf

原子力損害に係る賠償の進捗状況

最近3ヶ月の請求・支払の推移

		請求件数(件)	支払件(数)	支払額(億円)
2月1日~	個人	約9,900	約14,100	約239
2月29日	事業者	約8,100	約8,300	約446
3月1日~	個人	約22,600	約9,700	約175
3月31日	事業者	約10,700	約7,800	約627
4月1日~	個人	約16,800	約17,300	約228
4月25日	事業者	約10,200	約9,400	約494

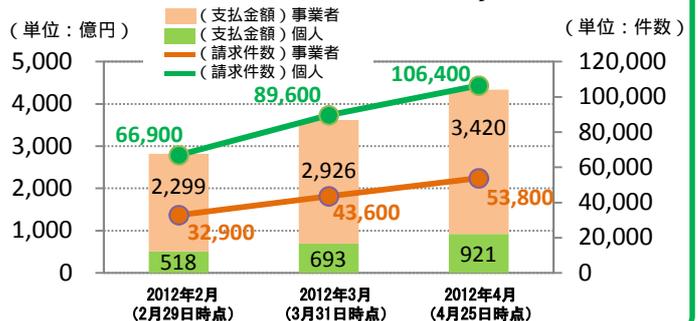
※自主的避難等に係る賠償実績(4月25日時点)

請求件数:561,000件

支払件数:527,200件

支払額:2,323億円

これまでの請求件数・支払金額(累積)





各種モニタリング結果について

警戒区域および計画的避難区域等における 詳細モニタリング結果（4月27日公表）

～モニタリングカーによる走行サーベイ(第七巡)～

内閣府原子力被災者生活支援チーム及び文部科学省は、昨年8月から定期的に警戒区域及び計画的避難区域の主要道路(国道、常磐自動車道、県道、主要地方道、生活道路)の詳細モニタリングを実施しており、今般、今年3月から4月にかけて実施した第七巡の結果を公表しました。

計測方法は、モニタリングカーによる走行サーベイにて、主要道路上の地上1mにおける空間線量率を10m間隔で測定しています。第七巡では雪が溶けた地点で線量率の上昇が見られましたが、積雪前の第四巡の線量より低くなっています。全般に、第一巡から第七巡へと概ね時間の経過と共に線量率が低下しています。

計測結果 (市町村別の第一巡における最高値記録地点の値の変化)

市町村	避難住所	第一巡 [μSv/h]	第二巡 [μSv/h]	第三巡 [μSv/h]	第四巡 [μSv/h]	第五巡 [μSv/h]	第六巡 [μSv/h]	第七巡 [μSv/h]	六巡と七巡との差		備考
									[μSv/h]	[%]	
南相馬市	小高区金谷	17.2	16.4	14.8	13.2	15.5	11.8	11.9	0.1	0.8	
浪江町	井手山田前	98.1	68.6	55.3	54.3	60.5	52.1	50.0	-2.1	-4.0	★
双葉町	山田出名子	92.5	61.0	53.1	53.1	57.7	54.3	45.1	-9.2	-16.9	★
大熊町	夫沢東台	144	101	89.7	87.3	92.1	84.5	79.7	-4.8	-5.7	★
富岡町	小良ヶ浜松ノ前	23.1	22.8	21.5	17.0	18.1	18.0	16.6	-1.4	-7.8	
楢葉町	上繁岡下奥海	4.2	3.4	3.4	3.4	3.5	3.3	2.8	-0.5	-15.2	
飯館村	長泥曲田	18.7	18.1	16.4	15.7	12.4	14.0	14.8	0.8	5.7	
川俣町	山木屋久保山	7.8	6.9	6.7	6.3	4.2	2.9	5.7	2.8	96.6	
葛尾村	葛尾小出谷	32.5	29.9	29.9	24.9	25.6	—◇	21.2	—	—	
田村市	都路町古道場々	1.1	1.1	1.1	1.3	1.0	0.7	0.7	0	0	
川内村	下川内五枚沢	5.9	5.7	5.4	5.1	4.6	3.8	4.3	0.5	13.2	

★は第一巡と二巡において半導体式エリアモニタ（高線量タイプ）で測定した値のためバラツキが大きい。
(50～100 μSv/h の計測値において、誤差の標準偏差が20～25%程度)

◇は積雪のためモニタリングカーが走行できず計測できなかった。

【実施時期】 第一巡：平成23年 8月 2日～ 8月30日 第二巡：平成23年 8月31日～ 10月 9日 第三巡：平成23年10月 1日～11月 4日
第四巡：平成23年11月 5日～12月12日 第五巡：平成23年12月14日～平成24年 1月30日 第六巡：平成24年 2月 4日～ 3月10日
第七巡：平成24年 3月 12日～ 4月16日

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20120427.html>



三巡目の一時立入り終了（4月22日） 四巡目は5月中下旬を予定!!

～専用コールセンターを設置し、より円滑な手続を目指します!!～

平成24年1月29日から始まった三巡目の一時立入りは、4月22日に終了しました。

三巡目の一時立入り結果は、次の通りです。

三巡目 一時立入り 結果	世帯数	人数	帯同 業者数	車持ち 出し数
	18,491	44,717	466	55

次回の四巡目の一時立入りにつきましては、現在（4月27日時点）、関係市町村等と日程等を調整中ですが、5月中下旬からの開始を予定しています。

四巡目からは、立入りを希望される方が立入日の調整などの手続きをより円滑にできるよう、専用のコールセンターを立ち上げます。詳細につきましては、決まり次第、改めてお知らせします。



「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内

過去の「ふれあいニュースレター」につきましては、以下のアドレスよりご覧いただくことが可能です。ぜひご覧ください。 <http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>